

研究種目：基盤研究(c)
 研究期間：平成 19 年度 ～ 平成 21 年度
 課題番号：19530012
 研究課題名(和文) 裁判外紛争解決制度(ADR)の法理論的検討—東アジアの比較研究
 研究課題名(英文) Theoretical studies on alternative dispute resolution in eastern asian countries.
 研究代表者
 井上 匡子 (INOUE MASAKO)
 神奈川大学・法学部・教授
 研究者番号：10222291

研究成果の概要(和文)：裁判外紛争解決手続(ADR と略記)は、現在様々な角度から注目を集めている。狭義の裁判・判決以外の調停や仲裁の他、相談なども含まれる。本研究では、法理論的な研究に加え、ドメスティック・バイオレンスと消費者法を対象として、東アジア(主として中国・韓国)と日本の制度を比較した。そして、社会構想の観点から検討を通じて、ADR 手続を司法システムや全体社会の中に位置づけるとともに、現代的な非対称的関係における法規範の設計の必要性および、具体的な制度運用の指針を提示した。

研究成果の概要(英文)：Alternative Dispute Resolution, ADR, is attracting attention from various angles. It is including mediation, arbitration, consultation, and others. This co-study consists of legal theoretical research on ADR, and comparative law research on ADR procedure focused on the domestic violence and the consumer act, in Japan and east Asia, chiefly China and South Korea. From the viewpoint of a social vision, ADR procedure was located in a judicial system and society in total. Through these examinations, it was presented the necessity of the design of law, and concrete guidance for system operation in a modern type asymmetric relation.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
19 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
20 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
21 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：裁判外紛争解決手続、ADR、東アジア、ドメスティック・バイオレンス、消費者法、法理論

1. 研究開始当初の背景

現在、裁判外紛争解決手続(以下、ADR と略記する)は、世界的な注目を集めている。かつては訴訟手続との比較の中で、二流の司法と称されることも多かったし、訴訟に発展する前段階の手続きであり、いずれは訴訟に発展・吸収されるべき手続きとみなされることが多かった。しかし現在は、従来から調停をはじめ ADR が盛んに行われていた日本だけではなく、訴訟の国であるアメリカを含め、また従来から大きな影響力を持っていた国際民商法の分野だけではなく、様々な種類の紛争に関しても、ADR は訴訟とは異なる利点をもつ手続きとして、世界的に注目されている。

ADR をめぐっては、これまで主として民事訴訟の分野で、紛争の対象となる実定法の分野に即して労働法・経済法・知的財産法などの分野で議論されてきた。基礎法学では主として法社会学的な考察が中心となってきた。また、日本ではようやく緒についたところであるが、修復的司法などの領域では、民事法と刑事法の垣根を越えた議論が行われているし、アメリカ合衆国では、自律をめざした地域コミュニティの再生の一環としても議論されてきた。

2. 研究の目的

本研究は、先行業績に学びつつ、これまで比較的手薄であった、法哲学・法理論的観点から研究をすすめ、さらにその成果を社会構想として展開することを目指す。

ADR に関して、法理論的観点から分析・検討し、その現代的意義を明らかにすることを目的とする。当事者間の合意に立脚する ADR に関する法理論的研究は、法の支配という近代法の根幹に関わる概念と深く関わるものである。従って、価値の多元化する現代にふさわしい法の支配は、官僚や一部の専門家などがつくる国家的制定法をモデルにとするのか、それとも当事者間の紛争解決の試みの中から生み出されてくる自生的な法をモデルにとするのかという問題として定式化することができる。

この問題は、日本だけの問題ではなく、本研究の対象としている韓国・中国・台湾のように、西欧の法制度を継受し、法の近代化をすすめてきた非西欧国家に共通の問題であり、その間の比較研究が有効である。

また、具体的な対象をドメスティック・バイオレンス(以下、DV と略記する)と消費者法に絞ることにより、より実質的な検討をおこなう。DV は、親しい者同士の間での暴力であり、生活の場面での人権侵害であるため、国家法以外の社会規範の影響をより強く受けること、また狭義の法的方法のみでは対応・快復が困難であり、ADR 手続の対象としても、また理論的研究の対象としても、適格的である。消費者問題・消費者法は、比較対象としている中国を含め、近年矢継ぎ早に法制度が整備・改正され、ADR 手続の位置づけが、理論的にも実践的にも重要課題となっており、適切な問題である。

3. 研究の方法

(1) 文献研究

本研究では、法哲学・法思想史や法社会学などの基礎法学と、民事訴訟学の分野の研究が中心となった。従って、研究代表者・分担者は、第一の軸として個々の専門分野に立脚した文献研究をおこなった。

また、各自の文献研究の成果については、基本的には代表者・分担者を中核としつつ、海外共同研究者・研究協力者との間で緊密な情報交換をおこない、研究会での実質的な議論にそなえた。

(2) 研究会・シンポジウム

研究代表者・研究分担者相互に、個別研究の成果を持ち寄り、また海外共同研究者および、研究協力者も交え、研究会を開催する。報告・討論を通して、研究の交流・統合をはかる。また、ADR の実態を知るために、専門機関や団体、自治体の担当者などにヒヤリングを行った。また、これらの成果に基づき、公開研究会やシンポジウムを開催した。

国内研究協力者

NPO 法人フェミニストサポートセンター・東海

海外連携研究者

李愉青教授(上海大学法学院)

倪正茂教授(上海政法大学法学院)

趙莉(南京師範大学法学院講師)

李浩(南京師範大学法学院教授・副院长)

4. 研究成果

(1) ADR をめぐる法理論的分析・検討

ADR をめぐる議論には、法概念のとらえ方、現代社会に適合的な法の機能など、様々な法哲学的問題が横たわっている。それは、法というシステム内部の問題というよりも、司法による法形成立法権・行政権との関係として議論すべき問題である。

従って、これらの問題は、狭い意味での法システム・正義システム内部だけではなく、より広い視角から、社会構想と関連づけ議論しなくてはならない。本研究では、現代法理論(正義論・コミュニティ論など)・法思想史(生ける法と法曹の役割など)の様々な成果を手がかりに、ADR 手続を市民社会内部の自立的な紛争解決メカニズムの形成と、国家法システムとの相互関係の問題として検討し、その現代社会における意義と可能性を明らかにした。社会構想にまで立ち返り検討することにより、議論をより豊かな内容をもって、進めることができた。

(2) ADR に焦点を絞った東アジア法文化比較

東アジアに視野を広げ、これらいわゆる儒教文化圏の中で、裁判外の紛争解決制度がどのように行われ、それがどのような機能を持ち、裁判手続とどのような関係に調査研究した。また、それを通じて、各国の法文化を比較する。これまで主にアメリカ合衆国を中心とする欧米の法文化を前提として行われてきた ADR 研究では、得られなかった比較の枠組みの構築を行った。

本研究では、主として日本と中国を具体的な対象として研究を進めた他、国際学会などの場では、韓国・台湾の研究者と積極的に研究交流した。

(3) DV 対応・消費者法の ADR 手続としての再構成

親密圏という最も文化的要素の強い領域における暴力である DV、またここ数年大きな動きをみせている消費者法分野に焦点をあて、その紛争解決のための様々なプロセスを ADR 手続として再構成し、現行制度の問題点を検討した。東アジアの各国で

は、ここ 10 年ほどの間に、DV の被害者の保護を目的とした立法が行われ(日本 2001 年、台湾 1998 年、韓国 1997 年)、各種の被害者の保護に関する制度が整備され、十分とは言えないにしても社会的認知もある程度は進んでいる。それらの立法などの成果を参照しつつ、ADR の観点から現在行われている各国(日本・韓国・台湾)の DV 被害者支援の制度を全体として見直すことを通じ、福祉的な観点とは異なる法的なあるいは人権の回復という観点から、よりよい制度の必要性と意義を指摘した。

ADR 手続きは、迅速さ専門性など特徴が指摘されることが多い。しかし、より本質的には、通常の裁判による法的紛争解決が、事後的なものとならざるを得ないとは異なり、当事者間の合意形成に基づき、将来にわたっての効果を及ぼす形での紛争解決方法を模索できるという点が、最も重要な特徴と言いうる。

その意味で、DV や消費者法など生活の場で起こる人権侵害の場合にも、一過性の解決ではなく、被害者の安全を確保し、地域の中外での様々なサポートを展開した上で、当事者間の交渉を行うといった、いわばサポート付き ADR を構想することができる。そこでは、当事者がサポーターなどの助けを借りつつ、保護命令などの制度を利用し、また刑事手続きとの連動されることを通じて、主体的に自らの紛争を解決するための場が用意されることになる。そこでは、紛争の全体的な解決をめざし、裁判では扱うことのできない、様々なケアやサポートが検討されることになる。それを通じ、紛争の解決により司法機関が果たすべき役割についても、より自覚的にとらえなおした。

従って、これらの点は、ADR を通じた国内的な法の間い直しとして再構成しうることを指摘した。今後はこれらの点を、女性の人権や女性をめぐる国際的な基準との相互作用・国家法との相互関係を維持しつつ、新しい規範の創出が行うための制度の提案へと発展しうる可能性を確信することができた。さらには、新しい時代の司法の役割についても、具体的な提言をするための枠組みへの議論に発展させることができると考えている。

また、現代的な非対称的關係における法

規範の設計の必要性、司法の新しい役割の観点から、(1)～(3)の成果を統合することが出来た。この点については、下記に掲載した論文・図書の中で部分的にはあるが具体的に論じている他、現在作業を進めている図書の中で、展開している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 7 件)

- 1、井上 匡子、DV防止法と親密圏における非対称性問題、民事研修、査読無、636号、2010年、57-69ページ
- 2、町村 泰貴、団体訴訟と仮処分の活用、現代消費者法、査読無、2009、84-89頁、
- 3、町村 泰貴、DV保護命令と法執行研究会のコンセプト---DV対策立法を考える視点、民事研修、630号、2009年、35-43頁
- 4、井上 匡子、「非対称性問題と法の役割—DV問題を手がかりに」104-116頁、神大評論61号・2008年。査読無
- 5、井上 匡子、「日本の司法制度改革和市民社会作用 --ADR (解決的替代性程序 Alternative Dispute Resolution) 和市民的司法参与」、『太平洋学報』(2007年第8期・2007年) 32-36頁。査読有
- 6、井上 匡子、「親密圏の暴力と司法の役割」、(神奈川法学 39 卷 1 号、2007年) 25-65頁。査読有
- 7、井上 匡子・町村泰貴・今井弘道・趙莉「法哲学观点看日本消费者问题及立法之解决」金陵法律评论 2007-2 号 156-162 頁、2007年 査読有

[学会発表] (計 2 件)

- 1、井上 匡子、社会の法と国家の法の関係—国家法の相対化の中での慣習と法をめぐる諸問題、第一回東北アジア比較法学国際シンポジウム、2009年7月、長春理工大学
- 2、井上 匡子、DV問題の理論的意義と課題—法のそして法との新しい関係に向けて、第六回ジェンダー法学会学術大会、2008年12月、立命館大学
- 3、井上 匡子、Japanese Judicial Reform in the 21st century and Transformation of Rule Law through Citizen' s

Participation、2007年5月、Law School Dean Joint Conference & The Inauguration of Asia Pacific Comparative Law Society、Shantou University

- 4、井上匡子「ADRの現代的意義と市民社会—社会構想としてのADR論」、(法政大学現代法研究叢書 28)『社会国家・中間団体・市民権』(名和田是彦編著 法政大学出版社・2007年)、39-59頁。

[図書] (計 2 件)

- 1、民事訴訟実態調査研究会編、商事法務研究会、民事訴訟の見料分析、2008年、675ページ
- 2、今井弘道編、発展するアジアと法学の課題、昭和堂、2008年、326ページ(211-242ページ)

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

井上 匡子 (INOUE MASAKO)
神奈川大学・法学部・教授
研究者番号：10222291

(2)研究分担者

町村 泰貴 (MACHIMURA MASAKO)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60199726
(H19→H20：連携研究者)

(3)連携研究者

()

研究者番号：